令和８年度　一関市立一関東中学校　第１回学校運営支援協議会

日時　令和８年６月４日（木）
14:30～16:00
会場　PC 室

【次　第】

1　開　会
2　委員自己紹介
3　挨　拶
4　協　議
　(1)　学校運営支援協議会について
　　①趣旨説明
　　②役員選出
　(2)　R8 学校運営の基本方針について
　(3)　「R8 まなびフェスト」・「教育についてのアンケート」について
5　熟議について
6　その他
　(1)　第２回以降の日程について

7　閉　会

令和８年度　一関市立一関東中学校　学校運営支援協議会委員名簿

	役職	氏名	所属等	備考
1	委員	菅原　真悦	一関東中学校 PTA 副会長	真滝
2	委員	井上　海	一関東中学校 PTA 事務局長	弥栄
3	委員	佐々木　春枝	一関東中学校元評議員	弥栄
4	委員	千田　剛	牧沢神楽保存会代表	真滝
5	委員	佐藤　勝	富沢神楽保存会代表	弥栄
6	委員	鈴木　征子	真滝地区主任児童委員	真滝
7	委員	熊谷　順子	弥栄地区主任児童委員	弥栄
8	委員	菅原　勝	滝沢地域振興協議会会長	真滝
9	委員	木村　篤	弥栄地区まちづくり協議会代表	弥栄
10	委員	小山　洋子	真滝幼稚園長	真滝
11	委員	及川　大樹	地域おこし協力隊	
12	副会長	菅原　理日	一関東中学校校長	一関東中
13	事務局	小林　義幸	一関東中学校副校長	一関東中

○一関市学校運営支援協議会規則

令和4年1月31日
教育委員会規則第1号

(趣旨)

第1条　この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第47条の5の規定に基づき置く学校運営協議会について、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条　この規則の規定により置く学校運営協議会は、学校運営支援協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(協議会の目的)

第3条　協議会は、校長の権限と責任の下に学校(一関市立学校条例(平成17年一関市条例第69号)第2条及び第3条に規定する学校をいう。以下同じ。)及び地域住民、保護者等(以下「地域住民等」という。)が協議することにより、地域住民等の学校に対する支援及び協力を促進し、学校と地域住民等の信頼関係を深め、もって学校運営の改善並びに児童生徒の健全育成を図るものとする。

(設置)

第4条　教育委員会は、法第47条の5第1項の規定により、学校ごとに協議会を置くものとする。

2　前項の規定にかかわらず、小学校及び中学校が相互に密接に連携し、その所在する地域の特色を生かした教育活動を行う場合は、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

3　協議会は、当該協議会を置いた学校又は地域の名称を冠するものとする。

(委員の任命)

第5条　協議会の委員(以下「委員」という。)は、協議会ごとに15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1)　当該協議会を置いた学校(以下「対象学校」という。)の所在する地域の住民
(2)　対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
(3)　対象学校の校長
(4)　対象学校の教職員
(5)　学識経験者
(6)　関係行政機関の職員
(7)　その他教育委員会が必要と認める者

2　対象学校の校長は、前項の委員の委嘱又は任命に関し、教育委員会へ委員を推薦するものとする。

3　委員に欠員が生じたときは、教育委員会は新たに委員を委嘱し、又は任命するものとする。

(任期)

第6条　委員の任期は、4月1日から翌年の3月31日までの1年とし、再任を妨げない。

2　前項の規定にかかわらず、前条第3項の規定による補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第7条　委員の報酬は、別に定める。

(守秘義務等)

第8条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2　前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1)　協議会及び学校の運営に著しく支障を来す言動をすること。
(2)　委員としての地位を利用し、営利行為、政治活動、宗教活動等をすること。
(3)　その他委員としてふさわしくない行為をすること。

(委員の解嘱等)

第9条　教育委員会は、本人からの辞任の申出があったときは、委員の委嘱又は任命を解くことができる。

2　教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、理由を付して委員の委嘱又は任命を解くことができる。

(1)　前条の規定に違反したとき。
(2)　その他解嘱又は解任に相当する事由が認められたとき。

(会長及び副会長)

第10条　協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。ただし、対象学校の校長は、会長となることができない。
2　会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第11条　協議会の会議は、会長が対象学校の校長と協議の上、招集する。
2　協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
3　協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4　協議会の会議は、原則として、公開する。
（基本的な方針）
第12条　校長は、学校の運営に関して、教育課程の編成その他校長が必要と認める事項について基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。
2　校長は、前項により承認された基本的な方針を、教育委員会に提出しなければならない。
（意見の申出）
第13条　協議会は、法第47条の5第6項又は同条第7項の規定により教育委員会に意見を述べるときは、対象学校の校長を経由して行うものとする。
2　協議会は、法第47条の5第7項の規定による対象学校の職員の任用等に関する意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴くとともに、次に掲げる事項に留意しなければならない。
(1)　第3条の趣旨を踏まえたものであること。
(2)　学校の教育上の課題を踏まえたものであること。
(3)　特定の個人に関するものでないこと。
(4)　職員の分限、懲戒、賞罰その他身分に関するものでないこと。
（運営状況の報告）
第14条　協議会は、教育委員会に対し、毎年度1回、協議会の運営状況を報告するものとする。
（適正な運営の確保等）
第15条　教育委員会は、協議会の適正な運営を確保するために、必要に応じて指導又は助言を行うものとする。
2　教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な協議を行うことができるよう、協議会に必要な情報を提供するよう努めなければならない。
（庶務）
第16条　協議会の庶務は、対象学校において処理する。
（補則）
第17条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附　　則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

4　協議

（1）学校運営支援協議会について

① 学校運営支援協議会の主旨説明

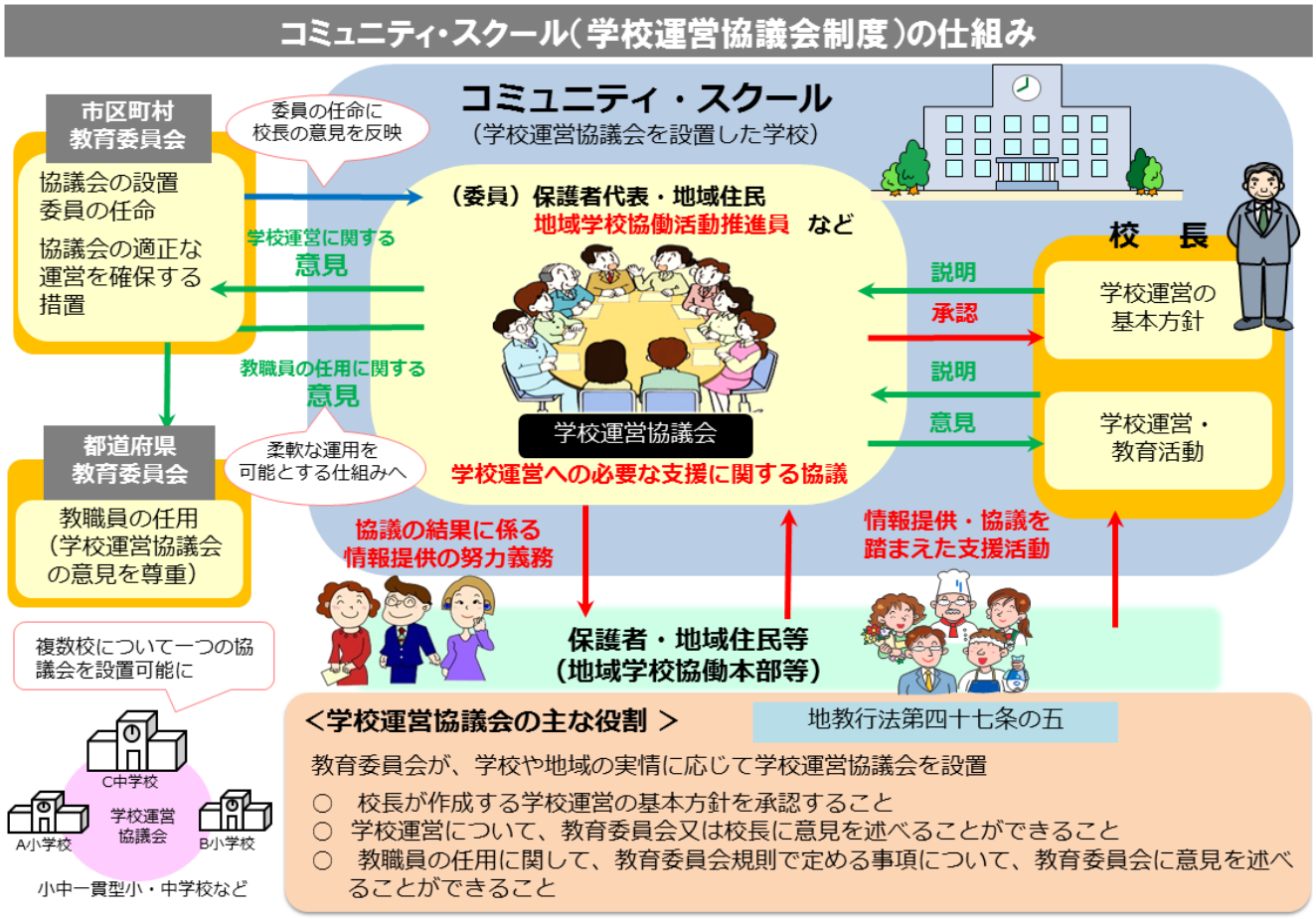

② 学校運営支援協議会役員の選出

会　長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

副会長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

副会長　菅原　理日（本校校長）＿＿＿＿＿＿＿＿

（2）R8 学校運営の基本方針について

① 学校経営全体構想

校 訓	教育目標
識己研能 **（己を識り、能を研く）**	**知の研鑽　「自ら求め、研学する生徒」** **清澄な心　「自ら求め、心を耕す生徒」** **壮健な体　「自ら求め、身体を鍛える生徒」**

1 めざす生徒像
① 夢や希望をもって、自らの生き方を主体的に考え、学ぶ生徒
② 自他を尊重し、助け合い支え合う、あたたかい心を持って行動する生徒
③ 心身ともに健康で安全な生活を主体的に送る生徒

2 めざす学校像
① 生徒・教職員・保護者の心があたたかく通う、安心安全な学校
② 互いを尊重し、高め合い、成長できる学校
③ 創意・活力・感動・感激に満ちた学校

3 めざす教師像
① 健全な人権感覚と遵法精神を持ち、生徒の心に響く指導に努める愛情豊かな教師
② 研鑽に励み、生徒の主体性を引き出す魅力ある授業づくりに努める教師
③ 対話をベースに、生徒・保護者・地域と協働しながら生徒の主体性を育む教師

【学校運営の基本方針】

1 校訓「識己研能」を学校経営の基盤とし、生徒の主体性を引き出しながら、郷土を愛し、地域の発展を支える人づくりをめざす。
2 「相手の立場に立ち、他者を思いやり尊重する心」を育てるとともに、「自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動できる」生徒の育成に努める。
3 生徒ひとりひとりに、命の尊さや健康安全の大切さ、より良い生き方を学ばせるとともに、生徒個々の能力・適性に応じたきめ細やかな教育活動を推進する。
4 学校が主体となり家庭や地域社会（関係機関）との連携を深め、三者一体となった教育活動を推進するとともに、信頼される学校、開かれた学校づくりに努める。

【経営の重点】

1 目標達成型学校経営の推進と参画意識の向上
全職員が参画意識を持ち、個々の持ち味を互いに認め合いながら意欲・能力を最大限に発揮し、学校教育目標の実現に努める。
2 自ら求め、研学する生徒の育成（確かな学力を育む教育）
…生徒の願い（わかるようになりたい・できるようになりたい・認められたい）に応える教育に徹する。
3 自ら求め、心を耕す生徒の育成（豊かな心の育成）
…生命・自他を尊重する心、感動する心、正義感や公正を重んじる心等、豊かな人間性を育む指導を実現する。
4 自ら求め、身体を鍛える生徒の育成（すこやかな体の育成）
…生徒個々の状況に応じ、主体的に健康づくりに取り組む生徒の育成を目指す。
5 社会に開かれた学校教育（教育課程）の推進
…地域社会（家庭）と学校の連携・協働を推進し、社会に開かれた特色ある学校づくりに努める。
6 復興教育の充実…岩手の復興教育の理念の下、3つの教育的価値の中の人や地域について「かかわる」を指導の柱に据える。
7 キャリア教育の充実…校内外での体験的活動を計画的・組織的に設定し、社会の一員としての意識を高める。
8 特別支援教育（個に応じた教育）の充実…生徒ひとりひとりの教育的ニーズを把握し、長期的な視点に立った教育的支援を行う。
9 小中連携の推進…（幼）・小・中・（高）の連携を密にし、一貫性・継続性のある教育の推進に努める。
10 働き方改革の取組・・・勤務時間を意識した働き方を進めるとともに、学校や教職員が担う業務の明確化と適正化を図る

協議（３）R8 まなびフェスト・教育についてのアンケートについて

令和８年度　一関市立一関東中学校　まなびフェスト　　年　　番　氏名

校訓：識己研能「己を識り 能を研く」

自分をよく見つめ、自分の良さを発見し、その才能を研き、伸ばしていく

学校の取組

「自己決定場面」の「意図的」な設定と指導支援

○「主体的」に学習に取り組めるようになるための「学び方」を身に付けさせます
- 「わかる授業」に向けた授業改善
- 授業と連動した家庭学習指導（宿題・自主学習）
- 各種調査結果による実態把握と活用
- 各種検定受験を通した学習意欲の喚起
- キャリア教育の充実
- 読書環境と ICT 教育の充実

○生徒が「主体的」に取り組み、達成感と感動のある活動を推進します
- 自治的な生徒会活動・合唱等の支援

○自他を尊重し、思いやりに満ちた行動のできる人づくりに努めます
- いじめ防止基本方針に基づく未然防止の取組強化　・情報モラル教育
- いわての復興教育・道徳教育の充実

○教育相談・不適応対策の充実に努めます

○命を大切にし、「主体的」に健康安全に努める態度を育てます
- 防災減災学習、安全学習の充実
- 体力向上や運動に親しむ環境づくり
- 情報機器と健康についての情報発信
- 継続的な健康教育の推進（食育・肥満予防・歯科衛生等）

○安全安心な学校環境づくりに努めます

教育目標

知の研鑽（知）「自ら求め、研学する生徒」

夢や希望をもって自らの生き方を「主体的」に考え、学ぶ生徒

○意欲をもって自ら進んで学ぼうとする生徒の割合：80%以上
○「授業がわかる」と感じる生徒の割合：80%以上
○学習に集中するために、メディア（情報機器・ゲーム機等）の使用について見直す生徒の割合：80%以上
○将来の夢や希望を持っている生徒の割合：80%以上

清澄な心（徳）「自ら求め、心を耕す生徒」

自他を尊重し「主体的」に助け合い支え合う　あたたかい心を持つ生徒

○学校が楽しいと感じる生徒の割合：80%以上
○自分にはよいところがあると思う生徒の割合：80%以上
○人の気持ちがわかる人間になりたいと思う生徒の割合：80%以上
○ボランティアや清掃活動等誰かのために行動する生徒の割合：80%以上

壮健な体（体）「自ら求め、身体を鍛える生徒」

心身ともに健康で安全な生活を「主体的」に送る生徒

○体力・運動能力調査の総合調査 A～C 段階の生徒：80%以上
○メディア（情報機器・ゲーム等）使用の家庭ルールを守る生徒の割合：80%以上
○治療勧告生徒の受診治療率：80%
○肥満度が正常範囲内の生徒の割合（1 月身体測定）：80%

家庭・地域の取組

「自己決定場面」の「意識的」な設定と見守り

○家庭学習（宿題・自主学習）時間を確保します（努力目標：平日 2 時間以上）

○メディアとの適切な付き合い方について話題にし、見守りをします

○子どもが、主体的に将来について考える機会（会話等）を意識的につくります
- 世の中の出来事について
- 学習や進路、キャリアについて
- 「生き方」「選択」について　等

○家庭や地域の一員としての責任を持った言動を促します

○日常生活の中で、子どもが自己有用感と責任感を感じる機会をつくります
- 家事の共同の促進
- 家族や地域に貢献できる役割

※学校行事や地域行事への参加のご協力をお願いします

○望ましい生活習慣を身に付けさせます
- 早寝、早起き、朝ご飯　・歯みがき

○「居間９ルール」のもと、メディア使用について家庭でルールを設定し、意識した生活をします（依存防止）

○健康や食について、話題にします

○治療勧告の場合、積極的に受診させます

我が家の「まなびフェスト」は　　です。

②「教育についてのアンケート」について
　いわゆる「学校評価アンケート」です。
　第１回目を７月上旬、第２回目を１１月上旬に実施し、結果を公開するとともに、学校経営に生かしていきます。本協議会においてもアンケート結果を話題の一つとしてとりあげ、ご意見を頂戴します。

5 熟議について

「熟議」とは、多くの当事者による「熟慮」と「討議」を重ねながら政策を形成していくこと。 政策を形成する際、 ①多くの当事者（保護者、教員、地域住民等）が集まって、 ②課題について学習・熟慮し、討議をすることにより、 ③互いの立場や果たすべき役割への理解が深まるとともに、 ④解決策が洗練され、 ⑤個々人が納得して自分の役割を果たすようになる、 というプロセスのことを言う。

【テーマ例】
　・子どもたちにどう育ってほしいか・学校と地域が一緒にやれることは・いじめを撲滅するには・下校時の安全をどう確保するか・学力を向上させるには・教育に地域の力をどう生かすか・学校と地域の合同運動会について・あいさつ日本一の町を目指すために・地域に貢献できることは・郷土学習で何を伝えるか・メディアとのつきあい方・地域の防災について

【Ｒ７年度の熟議内容】

【第１回】
テーマ「生徒の健全育成に係る環境整備に必要なものは何か」
➡水はけのよいグラウンド、ＡＥＤ、ベンチ、体育館のエアコン、犬を飼う、食べ物を作る体験は大切、以前はバケツで米を栽培、原木シイタケの栽培も可能等

【第２回】
テーマ「地域Ｃｏについて」「学校運営支援協議会の情報発信について」
➡・地域Ｃｏは必要
・学校と地域をつなぐ役割、人材発掘や募集、情報発信等。共に生徒を育てていく仲間を増やすという考え。
➡・学校に近しい人、学校と関係のない人物、ＰＣが得意な人、情報発信できる方、学校に詳しい人等

【第３回】
テーマ「地域Ｃｏ、情報発信して下さる方の候補」
「一関東中学校における協働活動について」

➡・何名か具体的候補名
➡・鶏舞を他施設で披露、鶏舞の歴史を学ぶ、世代間交流、収穫祭に関わっていく、もちつき、昔の暮らし体験、一緒に何かを作る、養蚕、和紙作り、祭りの手伝い、

【成果と課題】
①成果
ア　学校環境整備に必要な具体項目を確認できた。
イ　地域Ｃｏについて理解を深め、候補について共有できた。
ウ　これからの協働活動について、イメージを共有できた。
エ　熟議を中心に据えた学校運営参画意識の醸成
②課題
ア　地域Ｃｏの決定（人材発掘や依頼）と情報発信
イ　アイデアの具現化
ウ　情報共有と連携の継続（地域・家庭・学校）
エ　学校運営支援協議会の主体的な運営

６ その他

(1)　今後の日程について（案）
・第２回学校運営支援協議会
　令和８年　９月　４日（金）１４：３０～
・第３回学校運営支援協議会
　令和８年１２月　４日（金）１４：３０～
・第４回学校運営支援協議会
　令和８年　２月　４日（木）１４：３０～